

置賜定住自立圏共生ビジョンの改定について（案）

1 改定について

（1）改定箇所

- （1）生活機能の強化に係る政策分野
- ② 福祉
 - イ 福祉・健康事業の充実
 - 3 養護老人ホームの整備

（2）改定の経緯

当該項目においては、置賜広域行政事務組合が運営する「南陽やすらぎ荘」と西置賜行政組合が運営する「おいたま荘」の整備・改修等に係る事業を掲載している。

これらの事業については、それぞれ広域で実施しているものであり、置賜定住自立圏の取組とすることで、有利な財源（地域活性化事業債等）を活用した整備が行えることから、平成31年3月に策定した置賜定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）に掲載したものである。

このうち「南陽やすらぎ荘」に関しては、南陽市が事務局となり、令和2年度からの民設民営化を目指して検討を進めてきたことから、現行のビジョンには、このことを前提とした事業内容、スケジュール等を掲載している。

このスケジュール等に基づき、平成30年11月末には、事業者を選定するための公募を行ったところ、説明会には複数の事業者が参加したもの、結果的に応募がなかった。このことを受け、再度関係市町で検討を行った結果、基本方針を公設による指定管理とすること、置賜広域行政事務組合が施設整備を行うことなどを決定した。

このことに伴い、事業内容及びスケジュール等の見直しを行ったところ、今年度から設計等の業務を開始することになり、その財源として地域活性化事業債等を活用するためには、11月中のビジョン改定が条件であることから、この度、ビジョンを改定するものである。

（3）改定する内容について

裏面「改定案」のとおり。

【改定案】

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

② 福祉

イ 福祉・健康事業の充実

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域内の住民が安心して健康的に暮らすことができる地域づくりを進めるため、住民の福祉及び健康に関する事業の充実に向けた取組を行う。
-------	--

【具体的な取組】

事業名	3 養護老人ホームの整備																							
関係市町	全市町																							
事業内容	<p>置賜広域行政事務組合が運営する養護老人ホーム「南陽やすらぎ荘」<u>を民間移譲するに当たり、老朽化等による改築整備が必要な対応するため、移譲先の社会福祉法人に対して建設費の補助新たに整備</u>を行う。</p> <p>また、西置賜行政組合が運営する養護老人ホーム「おいたま荘」の老朽化等による機能低下を防ぐため、適切な改修を行う。</p>																							
期待される効果	環境上・経済上の理由により在宅での生活が難しい住民の養護を行うことで、住民の安全安心につながることが期待される。																							
実施スケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な事業項目</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南陽やすらぎ荘の民営化及び施設整備</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おいたま荘の施設改修</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> </tbody> </table>						具体的な事業項目	R1	R2	R3	R4	R5	南陽やすらぎ荘の民営化及び施設整備	⇒	⇒	⇒	⇒		おいたま荘の施設改修	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
具体的な事業項目	R1	R2	R3	R4	R5																			
南陽やすらぎ荘の民営化及び施設整備	⇒	⇒	⇒	⇒																				
おいたま荘の施設改修	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒																			
事業費見込(千円)	R1 80,639 129,310	R2 26,774 480,092	R3 140,147 867,124	R4 1,095,866 233,619	R5 1,346,818 3,392	合計 1,713,537																		
活用を想定する補助制度等	地域活性化事業債、過疎対策事業債																							
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 南陽市は、南陽やすらぎ荘の改築整備についての事務局を担う。 置賜広域行政事務組合は、南陽やすらぎ荘の整備を行う。 米沢市、南陽市、高畠町、川西町は、改築整備事業者に対して建設費の補助を行う南陽やすらぎ荘の整備に必要な費用負担を行う。 西置賜行政組合は、おいたま荘の改修を行う。 長井市、小国町、白鷹町、飯豊町は、おいたま荘の改修に必要な費用負担を行う。 																							

注) 記載されている事業費は現時点での見込額であり、毎年度の予算で具体額を定めます。